|  |  |
| --- | --- |
| 助成制度名称 | 地域づくり団体活動支援事業 |
| 助成実施主体 | 地域づくり団体全国協議会（[www.jcrd.jp/index.php](http://www.jcrd.jp/index.php)）東京都中央区日本橋2-3-4日本橋プラザビル13Ｆ　一般財団法人　地域活性化センター（担当：総務企画部）TEL：03-5202-6131（代）FAX：03-5202-0755 |
| 助成対象団体 | 地域づくり団体全国協議会登録団体又は都道府県協議会 |
| 助成対象事業 | ・登録団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業。（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）1. 助成対象事業は、平成２７年４月１日から平成２８年２月２９日までに実施する事業とする。
2. 助成対象事業は、１団体あたり１事業のみとする。
 |
| 助成金額 | 謝金・・・１０万円限度（※別途謝金助成限度基準表有）旅費・・・１０万円限度（※別途取り決め有）助成金・・・謝金、旅費あわせて１５万円を限度 |
| 募集期間 | 実施要綱の通知を受けた日から平成２７年１２月３１日までの受付。（予算額に達し次第、受付終了）事業実施予定日の２ヶ月前までに全国協議会へ提出（事業申請団体→都道府県協議会→全国協議会） |
| 備　考 | ・助成を受けるには、「地域づくり団体全国協議会」への登録が必要。地域づくり団体全国協議会へ登録するには、地元の地域づくり団体都道府県協議会に登録する必要有。全国協議会の登録団体となると、全国協議会への参加・活動助成・情報提供などが利用可。・申請書等、各様式はホームページより取得可能。※全国協議会への登録については登録料、会費等は無料 |

●各種助成金制度　　～まちづくり・地域づくり～　②